

2026年2月27日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中

令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件

原告 柴田 ほか3名

被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高	野	隆	同	宮	村	啓	太
	同	谷	口	太	同	井	桁	大
	同	趙	誠	峰	同	吉	田	京
	同	亀	石	倫	同	小	林	英
	同	鵜	飼	裕	同	戸	田	善
	同	志	塚	永	同	馬	淵	未
	同	安	藤	光	同	平	岡	百
	同	齋	藤	賢	同	南	里	俊
	同	太	田	こ				も
				も				も

証拠説明書(5)

甲号証の証拠説明は次のとおりである。

甲号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者
	立証趣旨			
A61	Official gazette 1946-11-03	写し	1946.11	Govt. Print. Bureau
日本国憲法の公布が昭和21年11月3日に英文官報でも行われたこと。				
A62	「憲法的刑事手続 憲法的 刑事手続の問題意識と研究	写し	1997.11.3	上野勝

	過程」(日本評論社)9-14 頁				
当時の憲法制定作業にあたった日本国政府の担当者は、連合側側の刑事司法制度やその字句に関する知識や理解が不十分であったこと。					
A63	「日本国憲法誕生記」(法令普及会)42-44頁	写し	1957.12.20	佐藤達夫	
佐藤達夫が人権条項につき、「あのころまでは、大体英米法などというものは一般になじまれていなかったし、わたしなど、今から考えると恥ずかしい話だが、たとえばマ草案中にあるcross-examineということばの意味など適格に掴めなかった」と述べていたこと。					
A64	「刑事司法をめぐる学理と実務」(成文堂)233-234頁	写し	1990.2.1	長島 敦	
英文版憲法34条第三文における「such cause must be immediately shown」とは当事者が「理由を申し立てる」ことを意味していること。					
A65	第2回国会・参議院司法委員会第30号	写し	1948.6.10	参議院事務局	
人身保護法の公聴会に出席した専門調査員泉芳政氏が、憲法34条につき、誰でも拘禁の理由の解疑を求めることができると読むべきであると発言したこと。					
A66	「人身保護法概論」(有斐閣)1-14頁	写し	1949.11	小林一郎	
憲法34条は英米のhabeas corpusの制度を導入したものであることなど。					
A67	「日本国憲法第18条・34条の制定の経緯 勾留理由開示制度序説1」	写し	2009.12.10	吉利用宣	

	<p>憲法34条は英米のhabeas corpusの制度を導入したものであることなど。</p>			
A68	「憲法的刑事手続 刑事人権規定の制定過程」99-185頁	写し	1997.11.3	高野隆
	<p>大日本帝国憲法の人権規定につき、明治後期以降、人権が「法律の範囲内において」享受されるにすぎないものと矮小化して解釈されるようになったこと。戦前の日本の刑事手続上の人権規定につき、GHQのマイロ・E・ラウエル陸軍中佐が人身保護令状類似の手続が必要である等と指摘していたこと。「全国弁護士報国会」会長であった清瀬一郎が、「我国に不法逮捕、拷問、其他人権蹂躪の絶えざりしは遺憾なり。」とGHQ側に書簡を送ったこと。</p>			
A69	第90回帝国議会・衆議院本会議第8号	写し	1950. 3. 31	衆議院事務局
	<p>昭和21年6月28日の帝国議会・衆議院本会議において、安部俊吾議員が憲法におけるheabas corpusの導入の必要があるのではないかと質問し、金森国務大臣は、憲法34条後段が「人身保護律の根本規定」とであると明確に述べていたこと。</p>			
A70	第90回帝国議会・貴族院帝国憲法改正案特別委員会第20号	写し	1946. 9. 23	帝国憲法改正案特別委員会
	<p>「基本的人権保護法律案要綱」に関し、貴属院委員会の審議において、霜山議員が「憲法34条が刑事手続において人身保護手続を組み込んだ規定であることを前提として、刑事手続以外にも手続保障を及ぼす法律を策定するか否か」を問い、木村司法大臣は憲法34条が人身保護手続を組み込んだ規定であるという前提を受け入れて回答したこと。</p>			
A71	第2回国会参議院司法委員会4号	写し	1948. 2. 20	参議院事務局

	昭和23年2月20日の第2回参議院司法委員会において、伊藤修委員長が、人身保護法の提案理由に関連して、憲法34条後段は人身の保護の方法を指示したものであると述べていたこと。			
A72	第2回国会参議院司法委員会 第5号	写し	1948. 5. 27	衆議院事務局
	昭和23年3月23日の第2回国会参議院司法委員会において、公述人として呼ばれた小林一郎氏が、憲法34条につき「これは自由が拘束されたる場合に直ぐさま何故に拘束されたか、これを調べる途を開いたのであります。拘禁の理由に取調べを要求する。取調べて貰う。これはそれ自體が決して目的ではない。目的はその不法なることが分つたときには直ぐ自由を回復する。この自由を回復することを目的としてこの取調べの機会を規定したのであります」などと説明していること。			
A73	第2回国会・衆議院司法委員 会21号	写し	1948. 5. 27	衆議院事務局
	昭和23年5月27日の第2回国会・衆議院司法委員会第において、伊藤修委員長が、「本法は、英國の法制において「ヘイビラス・コオパス」の手續、すなわち「身柄を差出す手續」として、一六七九年に發布された人身保護律にならつたものであります。」「第三十四條後段は、如実に人身保護の方法を指示しているのであるから、この規定の趣旨を十分に実現し得るような法律を制定することが要請されているのであつて、本法はこの要請にこたえて立案されたものであります。」などと説明したこと。			
A74-1	「刑事訴訟法制定資料全集 昭和刑事訴訟法編」第2巻資 料11（信山社） 356-360頁	写し	2007. 8. 20	井上正仁、渡辺 咲子、田中開
	昭和21年4月30日に示された「刑事訴訟法改正方針試案」では、「被疑者は勾留せられた後、いつでも、裁判所に対し、勾留に対する異議を申し立て得ることとし、異議申し立てがあつたときには、裁判所は、被疑者及び弁護人の出席する公開の法廷で、勾留の当否を審判するものとする。この場合に検事は法廷で勾留した理由を述べるものとする。」という条文が予定されていたこと。			

A74-2	「刑事訴訟法制定資料全集 昭和刑事訴訟法編」第2巻資 料14（信山社） 369-372頁	写し	2007. 8. 20	井上正仁、渡辺 咲子、田中開
<p>上記「刑事訴訟法改正方針試案」の説明書では、当該条文は憲法草案第三十一条（現日本国憲法34条）の要請のために置かれていることが意識されていたこと。</p>				
A75	「刑事訴訟法制定資料全集 昭和刑事訴訟法編」第3巻資 料77-1（信山社） 301-312頁	写し	2008. 9. 15	井上正仁、渡辺 咲子、田中開
<p>昭和21年8月5日改正要項試案でも、勾留の異議申立てに関する条文において、申し立てがあれば、検察官が公開の法廷で勾留について正当な理由を立証し、裁判所においてその存否が判断されなければならないことや、異議申し立てに理由があればその勾留は取り消されなければならないことなどが予定されていたこと。</p>				
A76	「刑事訴訟法制定資料全集 昭和刑事訴訟法編」第4巻資 料7（信山社） 46-66頁	写し	2013. 7. 20	井上正仁、渡辺 咲子、田中開
<p>昭和21年8月12日刑事訴訟法の改正に関する中間報告においても、憲法34条の要求として、申し立てがあれば、検察官が公開の法廷で勾留について正当な理由を立証し、裁判所においてその存否が判断されなければならないことや、異議申し立てに理由があればその勾留は取り消されなければならないことなどが前提とされていたこと。</p>				
A77	「座談会 刑事訴訟法の制 定過程」（ジュリスト No. 551 30頁-66頁）	写し	1974. 1. 1	勝田成治、団藤 重光、羽山忠 弘、樋口勝、横 井大三、松尾浩 也
<p>刑事訴訟法の制定作業が憲法改正作業と並行する混乱の中で行われたなどと立案担当者が述べていること。</p>				

A78	「刑事訴訟法制定資料全集 昭和刑事訴訟法編」第5巻資 料1（信山社）3-10頁	写し	2013. 6. 20	井上正仁、渡辺 咲子、田中開
<p>昭和21年10月10日に行われた刑事訴訟法改正要綱案に関して行われたGHQと日本側の会談において、日本側が、検察官が令状を発付できないのであれば、憲法34条の規定は不要ではないかと言う趣旨の意見を述べていたことなど。</p>				
A79	「刑事訴訟法制定資料全集 昭和刑事訴訟法編」・第5巻 資料66（信山社）290-297頁	写し	2013. 6. 20	井上正仁、渡辺 咲子、田中開
<p>昭和22年2月3日に日本政府側が提示した「刑事訴訟法改正法律案の要点」において、「勾留理由開示」制度が設けられ、それまでの案文に存在した”勾留における異議申立てに対して検察官が立証を行い、裁判所が公開法廷で当否を判断する”という枠組みを消滅していたこと。</p>				

A80	国連自由を剥奪された人の法廷における救済と手続きの権利についての基本原則とガイドライン	写し	2015. 7. 6	恣意的拘禁作業部会
基本原則・ガイドラインは、自由権規約 9 条 4 項の解釈指針として、締約国に対し、被拘禁者に身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利を保障するよう求めていること。				
A81の 1,2	General Assembly 20/16 Arbitrary detention (人権理事会決議 20/16 恣意的拘禁)	写し	2012. 7. 17	Human Rights Council (国連人権理事会)
基本原則・ガイドラインは、自由権規約 9 条の解釈指針であること。				
A82の 1,2	A COMMENTARY ON THE INTERNATIONAL COVENANT ON CIVIL AND POLITICAL RIGHTS (市民的及び政治的権利に関する国際規約に関する注釈書)	写し	2020. 6. 11	PAUL M. TAYLOR
基本原則・ガイドラインは、自由権規約 9 条の解釈指針であること。				
A83の 1,2	A compilation of national, regional and international laws, regulations and practices on the right to challenge the lawfulness of detention before court (裁判所において拘禁の合法性を争う権利に関する国内的、地域的、国際的法令及び実務の集成)	写し	2014. 6. 30	Human Rights Council (国連人権理事会)

	基本原則・ガイドラインにおいて示す手続的保障は、自由の剥奪のあらゆる状況において身体の自由及び安全に対する権利を保護し、恣意的逮捕、拘禁を防止するために必要な適正手続権の不可欠な構成要素であること。			
甲A84	ヨーロッパにおける人権および基本的自由の保護のための条約	写し	1948年採択	
	欧州人権条約5条4項は、自由権規約9条4項とほぼ同一の文言を用いて被拘禁者に認められる権利について規定していること。			
A85の1,2	CASE OF GARCIA ALVA v. GERMANY (ガルシア・アルバ対ドイツ事件)	写し	2001. 2. 13	欧州人権裁判所
	欧州人権裁判所は、拘禁の適法性を効果的に争うためにアクセスが必要とされるはずの証拠が開示されなかった点について、欧州人権条約5条4項の権利侵害があると判断したこと。			
A86の1,2	CASE OF LAMY v. BELGIUM (ラミー対ベルギー事件)	写し	1989. 3. 30	欧州人権裁判所
	欧州人権裁判所は、拘禁の適法性を効果的に争うためにアクセスが必要とされるはずの証拠が開示されなかった点について、欧州人権条約5条4項の権利侵害があると判断したこと。			
A87	規約第40条に基づき締約国から提出された報告書の検討ー自由権規約委員会の最終見解	写し	1993. 10. 28	自由権規約委員会
	自由権規約委員会は、日本に対し、保釈その他の非拘禁的代替措置を受ける権利が保障されていないことについて自由権規約違反であることを指摘し、これを改めるよう勧告したこと。			
A88	規約第40条に基づき締約国から提出された報告書の検討ー自由権規約委員会の最終見解	写し	1998. 11. 5	自由権規約委員会
	自由権規約委員会は、日本に対し、保釈その他の非拘禁的代替措置を受ける権利が保障されていないことについて自由権規約違反であることを指摘し、これを改めるよう勧告したこと。			

A89	規約第40条に基づき締約国から提出された報告書の審査－国際人権(自由権)規約委員会の総括所見	写し	2008. 10. 29	自由権規約委員会
自由権規約委員会は、日本に対し、保釈その他の非拘禁的代替措置を受ける権利が保障されていないことについて自由権規約違反であることを指摘し、これを改めるよう勧告したこと。				
A90	第6回日本定期報告審査にかかる総括所見	写し	2014. 7. 23	自由権規約委員会
自由権規約委員会は、日本に対し、保釈その他の非拘禁的代替措置を受ける権利が保障されていないことについて自由権規約違反であることを指摘し、これを改めるよう勧告したこと。				
甲A91	第7回日本定期報告審査にかかる総括所見	写し	2022. 10. 28	自由権規約委員会
自由権規約委員会は、日本に対し、保釈その他の非拘禁的代替措置を受ける権利が保障されていないことについて自由権規約違反であることを指摘し、これを改めるよう勧告したこと。				
A92	非拘禁措置のための国際連合最低基準規則（東京ルールズ）	写し	1990. 12. 14	国際連合
国連で採択された東京ルールズは、刑事司法のあらゆる段階で非拘禁的代替措置の提供を要請していること。				
A93の1,2	COMMENTARY ON THE UNITED NATIONS STANDARD MINIMUM RULES FOR NON-CUSTODIAL MEASURES (THE TOKYO RULES) (東京ルールズに関する国連による逐条解説)	写し	1993	国際連合
東京ルールズにおける「公判前拘禁」は起訴後の被告人に限定されるものではなく、起訴前の被疑者段階における身体拘束をも含む概念であること。				

甲A94 の1,2	45/110. United Nations Standard Minimum Rules for Non-custodial Measures (The Tokyo Rules) (45/110 非拘禁措置に関する国連最低基準規則 (東京ルールズ))	写し	1990. 12. 14	国際連合
自由権規約が東京ルールズにおいて示された基準の規範的枠組み及び法的基礎であること。				
A95の 1,2	Concluding observations on the second periodic report of Zimbabwe (ジンバブエの第2回定期報告に関する総括所見)	写し	2025. 5. 6	国際連合
自由権規約委員会は、ジンバブエに対し、東京ルールズに依拠して、自由権規約を遵守するよう勧告していること。				
A96の 1,2	Concluding observations on the second periodic report of Uganda (ウガンダの第2回定期報告に関する総括所見)	写し	2023. 9. 11	国際連合
自由権規約委員会は、ウガンダに対し、東京ルールズに依拠して、自由権規約を遵守するよう勧告していること。				
A97の 1,2	Guide on Article 5 of the European Convention on Human Rights (欧州人権条約第5条に関するガイド)	写し	2025. 8. 31	欧州人権裁判所
欧州人権条約5条は、身体拘束に当たり非拘禁的代替措置を検討する義務を定めるものと解釈されていること。				
A98の 1,2	CASE OF ANANYEV and OTHERS v. RUSSIA (アナニエフほか対ロシア事件)	写し	2012. 1. 10	欧州人権裁判所

	<p>欧州人権裁判所は、身体拘束について、非拘禁的代替措置によっては逃亡等を防止できないことが立証された場合に限り、許容されるものであると述べていること。</p>			
A99の1,2	<p>recommendation No. R(99)22 concerning prison overcrowding and prison population inflation (勧告第 R (99) 22号(刑務所の過密及び収容者数の増加に関する勧告))</p>	写し	1999. 9. 30	欧州評議会閣僚委員会
	<p>欧州評議会閣僚委員会は、非拘禁的代替措置が可能な限り最大限に活用されるべきである旨勧告していること。</p>			
A100の1,2	<p>RESOLUTION 1/08 Principles and Best Practices on the Protection of Persons Deprived of Liberty in the Americas (決議第1/08号 米州における自由を剥奪された者の保護に関する原則及び最良慣行)</p>	写し	2008. 3. 13	米州人権委員会
	<p>米州人権委員会は、自由権規約及び東京ルールズを含む国際人権基準に基づき、締約国は、身体の自由の剥奪に代わる又はこれに代替する一連の措置を、法律により確立しなければならないと定めていること。</p>			
A101の1,2	<p>CASE OF GARCÍA RODRÍGUEZ ET AL. V. MEXICO(ガルシア・ロドリゲスほか対メキシコ事件)</p>	写し	2023. 1. 25	米州人権裁判所
	<p>米州人権裁判所は、東京ルールズに依拠して、司法当局は、個人の権利に対する干渉の程度がより小さい他の法定の手段では当該事件の手続的目的を充足するに足りないと判断する場合にのみ、身体拘束できる旨判示したこと。</p>			

以上